

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2022年 6 月27日
【中間会計期間】	第64期中（自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日）
【会社名】	呉羽観光株式会社
【英訳名】	Kureha Sightseeing Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久和 進
【本店の所在の場所】	富山県富山市三熊19番地 2 号
【電話番号】	富山(076)434-2100(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 水野 博之
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市三熊19番地 2 号
【電話番号】	富山(076)434-2100(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 水野 博之
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自2019年 10月1日 至2020年 3月31日	自2020年 10月1日 至2021年 3月31日	自2021年 10月1日 至2022年 3月31日	自2019年 10月1日 至2020年 9月30日	自2020年 10月1日 至2021年 9月30日
売上高（営業収入）（千円）	279,928	268,114	258,363	612,133	714,817
経常利益又は経常損失（千円）	22,488	5,157	21,811	52,652	32,511
中間（当期）純利益又は 中間（当期）純損失（千円）	23,870	10,836	23,187	62,805	19,140
持分法を適用した場合の 投資利益（千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数（株）	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
純資産額（千円）	715,753	674,144	598,892	680,296	707,661
総資産額（千円）	3,548,456	3,795,335	3,786,952	3,775,966	3,806,420
1株当たり純資産額（円）	79,528	74,904	66,543	75,588	78,629
1株当たり中間(当期)純 利益又は1株当たり中間 (当期)純損失（円）	2,652	1,204	2,576	6,978	2,126
潜在株式調整後1株当た り中間（当期）純利益（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	20.2	17.8	15.8	18.0	18.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー（千円）	22,611	34,994	18,366	91,673	80,209
投資活動によるキャッ シュ・フロー（千円）	7,893	3,825	26,060	49,895	16,365
財務活動によるキャッ シュ・フロー（千円）	254	18,475	1,524	338,220	16,950
現金及び現金同等物の中 間期末（期末）残高（千円）	232,522	509,579	531,510	459,933	540,729
従業員数（外、平均臨時雇用者 数）（人）	47 (24)	43 (33)	44 (53)	46 (57)	44 (58)

- （注）1．当社は中間連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載をしておりません。
- 2．潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
- 3．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等の適用した後の指標等になっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数（人）	44（53）
---------	--------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は本報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

新型コロナウイルスによるリスク

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、変異株の感染拡大の収束の見込みが立たない中、政府よりまん延防止等重点措置が発出され、このような状況下では、今後も新型コロナウイルス感染症の再拡大を懸念した経済・消費への影響が継続することが予想され、先行きは不透明な状況となっております。

感染拡大による経済状況の悪化が長期化した場合は、当社の業績及び財政状況にさらなる影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当中間期のわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大等引き続き厳しい状況にあるものの、一部持ち直しの基調もみられます。一方で、海外経済はウクライナ情勢の展開や、そのもとでの資源価格上昇や供給制約、国際金融資本市場の不確実性等、依然として不透明な状況にあります。

当ゴルフ業界におきましては、少子高齢化や、人口減少によりゴルフ人口が減少しシニア層のプレーニーズに大きく依存しています。また、低価格傾向の継続、設備等の老朽化による修繕費の増加により、依然として厳しい経営環境が続いている中、需要創出の取り組みとしてジュニアの育成や、若年層、女性ゴルファーへの営業展開を進めているところです。

当中間期の業績を種類別に見ますと次のとおりであります。

なお、当中間会計期間の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等（1）中間財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

会員収入におきましては、当中間期の会員収入は、「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間会計期間の期首より、「収益認識会計基準」等を適用したこともあり、名義登録料が12,137千円減少し、前中間期(74,981千円)に比し、12,186千円(16.3%)減の62,794千円となりました。

ゴルフ場収入におきましては、当中間期の入場者数は前中間期13,028名に比し、1,059名(8.1%)減の11,969名となりました。売上高は前中間期(177,811千円)に比し3,758千円(2.1%)増の181,569千円となりました。

食堂等収入におきましては、売上高は前中間期(15,321千円)に比し、1,322千円(8.6%)減の13,999千円となりました。

この結果、当中間期の営業収入は258,363千円となり、前中間期(268,114千円)に比し9,750千円(3.6%)の減収となりました。他方営業費用は前中間期に比し2,440千円(0.9%)増の282,397千円となり、営業損失は24,033千円(前中間期比12,191千円の増加)、経常損失は21,811千円(前中間期比16,653千円の増加)、当中間純損失は23,187千円(前中間期比12,350千円の増加)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により18,366千円増加し（前中間会計期間は34,994千円の増加）、投資活動に26,060千円使用し（前中間会計期間比22,235千円の増加）、財務活動により1,524千円減少した（前中間会計期間比19,999千円の増加）結果、当中間会計期間末残高は531,510千円となりました（前中間会計期間比21,930千円の増加）。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動により増加した資金は、18,366千円となりました（前中間会計期間は34,994千円の増加）。これは主に税引前中間純損失22,878千円、固定資産の減価償却費22,253千円、売上債権の減少11,199千円、仕入債務の減少31,339千円、前受金の増加66,447千円、預り金の減少20,978千円、未払消費税等の減少17,282千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は26,060千円となりました（前中間会計期間比22,235千円の増加）。これは定期預金の預入10,000千円、定期預金の払戻10,000千円、有形固定資産の取得26,060千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動により減少した資金は1,524千円となりました（前中間会計期間比19,999千円の増加）。これはファイナンス・リース債務の返済958千円、割賦債務の返済565千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 販売実績

種類別	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比(%)
会員		
年会費等(千円)	49,381	99.9
名義登録料(千円)	13,413	52.5
小計(千円)	62,794	83.7
ゴルフ場		
グリーンフィ(千円)	28,320	92.2
キャディフィ(千円)	76,043	109.1
附帯収入(千円)	77,205	99.8
小計(千円)	181,569	102.1
食堂等		
食堂収入(千円)	8,428	83.6
売店収入(千円)	5,571	106.2
小計(千円)	13,999	91.4
合計(千円)	258,363	96.4

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、前年同期について新たな表示方法により組替を行っておりません。

(2) 入場者実績

区分別	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比(%)
メンバー(人)	5,476	91.2
ビジター(人)	6,493	92.4
合計(人)	11,969	91.9

(3) 主要料金表

2022年 3 月31日現在

区分	金額（円）
年会費	
法人・個人会員	48,000
平日・家族会員	30,000
ロッカーフィ（年間）	12,000
名義登録料	
法人会員	300,000
個人会員	500,000
平日会員	250,000
家族会員	200,000
グリーンフィ	
メンバーグリーンフィ	1,000
ビジターグリーンフィ	
平日	6,800
土曜	12,000
日・祝日	12,000
キャディフィ	4,500

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間末における資産の部合計は、前事業年度末に比し19,467千円(0.5%)減少し、3,786,952千円となりました。

流動資産は前事業年度末に比し24,549千円(4.0%)減少し、585,925千円となりました。この主な要因は現金及び預金の減少9,218千円、営業未収入金の減少13,794千円、仮払金の減少6,005千円、貯蔵品の増加4,577千円によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比し5,081千円(0.2%)増加し、3,201,027千円となりました。この主な要因は有形固定資産の取得28,570千円、有形固定資産の減価償却19,828千円、無形固定資産の減価償却2,424千円によるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末における負債の部合計は、前事業年度末に比し89,302千円(2.9%)増加し、3,188,060千円となりました。

流動負債は前事業年度末に比し84,662千円(66.9%)増加し、211,164千円となりました。この主な要因は「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間会計期間の期首より、「収益認識会計基準」等を適用したこともあり前受金の増加152,026千円、未払費用の減少16,992千円、未払金の減少11,802千円、預り金の減少20,978千円等によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比し4,639千円(0.2%)増加し、2,976,896千円となりました。この主な要因は保証金の増加2,450千円、退職給付引当金の増加3,150千円等によるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産の部合計は、前事業年度末に比し108,769千円(15.4%)減少し、598,892千円となりました。この主な要因は「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間会計期間の期首より「収益認識会計基準」等を適用し、繰越利益剰余金から累積的影響額を前受金へ85,579千円振替したこと及び中間純損失により繰越利益剰余金が23,187千円減少したこと等によるものであります。

(2) 経営成績及びキャッシュ・フローの分析

1. キャッシュ・フロー計算書に係る分析

当中間会計期間における経営成績及びキャッシュ・フローの分析につきましては「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要」に記載のとおりであります。

2. 資金需要の主な内容

当社の資金需要は主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要があります。

運転資金需要の主なものは人件費、仕入れ及び一般管理費等営業費用によるものであります。また、設備資金需要の主なものはコースの補修改良の費用、建物や構築物等固定資産の購入と修繕によるものであります。

3. 財務政策

当社は運転資金につきましては、内部資金または借入金により資金調達をすることとしております。また、設備資金につきましては、設備投資計画に基づき、運転資金同様内部資金または借入金により資金調達をすることとしております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000
計	12,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,000	9,000	該当なし	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	9,000	9,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年10月1日～ 2022年3月31日	-	9,000	-	100,000	-	7,500

(5) 【大株主の状況】

2022年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
北陸電力株式会社	富山市牛島町15-1	360	4.0
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1-2-26	150	1.7
北日本放送株式会社	富山市牛島町10-18	120	1.3
伏木海陸運送株式会社	高岡市伏木湊町5-1	113	1.2
Y K K 株式会社	東京都千代田区神田和泉町 1	96	1.1
立山科学株式会社	富山市下番30	78	0.9
富山地方鉄道株式会社	富山市桜町1-1-36	75	0.8
株式会社不二越	富山市不二越本町1-1-1	60	0.7
富山通運株式会社	富山市八町3309	54	0.6
株式会社富山第一銀行	富山市西町5-1	51	0.6
計	-	1,157	12.9

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,000	9,000	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	9,000	-	-
総株主の議決権	-	9,000	-

【自己株式等】

2022年 3 月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数 (株)	他人名義所有株式 数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）の中間財務諸表について、北陸監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (2022年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	550,729	541,510
営業未収入金	42,112	28,318
貯蔵品	10,894	15,471
その他	6,738	624
流動資産合計	610,474	585,925
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	275,210	284,421
構築物（純額）	191,484	185,720
機械及び装置（純額）	24,408	22,897
車両運搬具（純額）	10,402	9,795
工具、器具及び備品（純額）	91,591	97,936
コース	967,465	967,465
土地	1,412,177	1,412,177
立木	161,810	161,810
有形固定資産合計	1 3,134,551	1 3,142,225
無形固定資産	13,502	11,077
投資その他の資産	47,891	47,723
固定資産合計	3,195,945	3,201,027
資産合計	3,806,420	3,786,952
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,917	1,917
その他	2 124,584	2 209,246
流動負債合計	126,501	211,164
固定負債		
長期借入金	360,000	360,000
リース債務	4,633	3,674
長期未払金	377	-
保証金	1,462,000	1,468,300
株主、役員又は従業員からの保証金	1,071,375	1,067,525
退職給付引当金	54,625	57,776
役員退職慰労引当金	19,245	19,620
固定負債合計	2,972,256	2,976,896
負債合計	3,098,758	3,188,060

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (2022年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	7,500	7,500
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	357,500	357,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	251,833	143,067
利益剰余金合計	251,833	143,067
株主資本合計	709,333	600,567
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,672	1,675
評価・換算差額等合計	1,672	1,675
純資産合計	707,661	598,892
負債純資産合計	3,806,420	3,786,952

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
営業収入		
会員収入	74,981	62,794
ゴルフ場収入	177,811	181,569
食堂・売店収入	15,321	13,999
営業収入合計	268,114	258,363
営業費用		
ハウス及び一般管理費	195,823	198,737
コース管理費	84,133	83,659
営業費用合計	279,956	282,397
営業損失（ ）	11,842	24,033
営業外収益	¹ 6,809	¹ 2,386
営業外費用	² 124	² 164
経常損失（ ）	5,157	21,811
特別損失	³ 5,371	³ 1,067
税引前中間純損失（ ）	10,528	22,878
法人税、住民税及び事業税	308	308
中間純損失（ ）	10,836	23,187

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自2020年10月 1 日 至2021年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	7,500	350,000	232,693	690,193	9,896	680,296
当中間期変動額							
中間純損失（ ）				10,836	10,836		10,836
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）						4,685	4,685
当中間期変動額合計	-	-	-	10,836	10,836	4,685	6,151
当中間期末残高	100,000	7,500	350,000	221,856	679,356	5,211	674,144

当中間会計期間（自2021年10月 1 日 至2022年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	7,500	350,000	251,833	709,333	1,672	707,661
会計方針の変更による累積 的影響額				85,579	85,579		85,579
会計方針の変更を反映した当 期首残高	100,000	7,500	350,000	166,254	623,754	1,672	622,082
当中間期変動額							
中間純損失（ ）				23,187	23,187		23,187
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）					-	3	3
当中間期変動額合計	-	-	-	23,187	23,187	3	23,190
当中間期末残高	100,000	7,500	350,000	143,067	600,567	1,675	598,892

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 ()	10,528	22,878
減価償却費	22,222	22,253
退職給付引当金の増減額 (は減少)	9,702	3,150
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	312	375
受取利息及び受取配当金	191	217
有形固定資産除却損	91	1,067
投資有価証券評価損益 (は益)	5,279	-
助成金収入	1,785	1,698
売上債権の増減額 (は増加)	4,683	11,199
棚卸資産の増減額 (は増加)	1,200	4,577
仕入債務の増減額 (は減少)	36,488	31,339
預り保証金の増減額 (は減少)	100	2,450
未払消費税等の増減額 (は減少)	6,526	17,282
前受金の増減額 (は減少)	54,593	66,447
預り金の増減額 (は減少)	8,072	20,978
その他の流動資産の増減額 (は増加)	8,348	6,005
その他	907	421
小計	28,130	14,397
利息及び配当金の受取額	191	217
助成金の受取額	7,207	4,292
法人税等の支払額	533	541
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,994	18,366
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,000	10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000
有形固定資産の取得による支出	825	26,060
その他	3,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,825	26,060
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	958	958
割賦債務の返済による支出	565	565
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,475	1,524
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	49,645	9,218
現金及び現金同等物の期首残高	459,933	540,729
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 509,579	1 531,510

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりである。

建物 8年～47年

構築物 3年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額に平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率を乗じた額を退職給付債務とする簡便法を適用している。

(2) 役員退職慰労引当金

常勤役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上している。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

ゴルフ場経営事業

当社は、ゴルフ場経営事業である呉羽カントリークラブの会員と入会契約により名義登録料を受領している。当該支払は、将来の財又はサービスの移転に対するものであり、将来の一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。なお、進捗度は会員の予想利用期間を勘案して合理的に見積もっている。

また、当社の保有するゴルフ場及びその関連施設の利用を会員及びビジターに提供し、ゴルフ場利用時及び売店食堂の財又はサービスの提供時に収益を認識している。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、ゴルフ場会員との入会契約の対価である名義登録料収入については、従来、契約開始時に収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積もり、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、収益認識会計基準第82 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の貸借対照表は、流動負債が97,566千円増加しております。当中間会計期間の中間損益計算書は、売上高、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ11,987千円減少しております。

当中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書は、税引前中間純利益は11,987千円減少し、営業活動によるキャッシュ・フローの前受金が同額増加しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は85,579千円減少しております。

当中間会計期間の1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益はそれぞれ10,840円、1,331円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」含めていた「役員退職慰労引当金の増減額」、「助成金収入」、「助成金の受取額」は、金額の重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前中間会計期間のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた6,641千円は、「役員退職慰労引当金の増減額」312千円、「助成金収入」1,785千円、「助成金の受取額」7,207千円、「その他」907千円として組み替えております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大により、まん延防止等重点措置が発出され、今後の影響を見通すことは極めて困難な状況にありますが、当社の事業活動や業績への影響は徐々に回復に向かうことを前提としております。

なお、前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載しました新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて、重要な変更は行っておりません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (2022年 3 月31日)
	3,118,496千円	3,116,213千円

2 消費税の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債のその他に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
受取利息	0千円	0千円
有価証券利息	12	12
受取配当金	178	204
ゴルフ場利用税特別徴収取扱報奨金	293	241
助成金収入	1,785	1,698
還付金収入	4,388	-

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
長期前払費用償却	124千円	164千円

3 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
固定資産除却損	91千円	1,067千円
投資有価証券評価損	5,279	-

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
有形固定資産	19,674千円	19,828千円
無形固定資産	2,548	2,424

5 業績の季節的変動

当社の営業収入及び営業費用は、当社の事業が冬期間降雪等により営業ができないため、上半期と下半期に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自2020年10月1日 至2021年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,000	-	-	9,000
合計	9,000	-	-	9,000

当中間会計期間(自2021年10月1日 至2022年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,000	-	-	9,000
合計	9,000	-	-	9,000

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	519,579千円	541,510千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	509,579	531,510

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

無形固定資産(ソフトウェア)であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.参照)。
 前事業年度(2021年9月30日) (単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	550,729	550,729	-
(2) 営業未収入金	42,112	42,112	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	36,934	36,934	-
資産計	629,776	629,776	-
(1) 未払金	64,611	64,611	-
(2) 未払費用	31,639	31,639	-
(3) 長期借入金	360,000	351,781	8,218
負債計	456,250	448,031	8,218

当中間会計期間(2022年3月31日) (単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(3) 投資有価証券 その他有価証券	36,930	36,930	-
資産計	36,930	36,930	-
(3) 長期借入金	360,000	346,849	13,150
負債計	360,000	346,846	13,150

「現金及び預金」、「営業未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額の近似するものであることから、記載を省略しております。

「未払金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。
 また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前事業年度(2021年9月30日)

(単位: 千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
資産計	5,000
保証金	1,462,000
株主、役員又は従業員からの保証金	1,071,375
負債計	2,533,375

当中間会計期間(2022年3月31日)

(単位: 千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
資産計	5,000
保証金	1,468,300
株主、役員又は従業員からの保証金	1,067,525
負債計	2,535,825

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

保証金、株主、役員又は従業員からの保証金は、償還時期が予測不可能であり、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、下表に含めておりません。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,324	-	-	20,324
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
資産計	20,324	-	-	20,324

投資信託の時価は本表には含めておりません。中間貸借対照表における投資信託計上額は16,606千円となります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	346,849	-	346,849
負債計	-	346,849	-	346,849

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

その他有価証券

上場株式及びその他は相場価格を用いて評価しています。上場株式及びその他は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前事業年度(2021年9月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	2,261	2,210	51
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	16,354	14,976	1,377
	小計	18,615	17,186	1,428
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	18,318	21,419	3,101
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	18,318	21,419	3,101
合計		36,934	38,606	1,672

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 5,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間(2022年3月31日)

	種類	中間貸借対照表計上 額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,320	5,920	400
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	16,606	14,976	1,629
	小計	22,926	20,896	2,029
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	14,004	17,709	3,705
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	14,004	17,709	3,705
合計		36,930	38,606	1,675

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 5,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日) (単位:千円)

	プレー収入	名義登録料 収入	年会費収入	食堂委託 収入	売店収入	合計
一時点で移転される サービス	181,569	-	-	8,428	5,571	195,568
一定の期間にわたり移転 されるサービス	-	13,413	49,381	-	-	62,794
顧客との契約から生じる 収益	181,569	13,413	49,381	8,428	5,571	258,363
外部顧客への売上高	181,569	13,413	49,381	8,428	5,571	258,363

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

中間財務諸表「注記事項(重要な会計方針)6.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間末後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

	当中間会計期間
前受金(期首残高)	85,579千円
前受金(期末残高)	152,026千円

前受金は、顧客(会員)が入会時に支払った名義登録料及び1年分の年会費の支払いから生じた前受金に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお当該支払いの見返りとして、名義登録料は顧客(会員)の予想利用期間にわたり、また年会費等は1年間にわたり、サービスが顧客(会員)に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当中間会計期間に認識した収益額のうち、期首現在の前受金残高に含まれていた額は11,587千円である。また、当中間会計期間において、前受金が66,447千円増加した理由は、名義登録料を11,987千円、年会費等を54,460千円、それぞれ前受金へ繰り延べたためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	当中間会計期間
2022年9月期 下期	79,923
2023年9月期 (2022年9月期から1年以内)	30,486
2024年9月期~2026年9月期 (2022年9月期から1年超5年以内)	41,617
合計	152,026

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の中で、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
1 株当たり中間純損失 () (円)	1,204	2,576
(算定上の基礎)		
中間純損失 () (千円)	10,836	23,187
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失 () (千円)	10,836	23,187
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,000	9,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (2022年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 (円)	78,629	66,543
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	707,661	598,892
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	707,661	598,892
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	9,000	9,000

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日) 等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の 1 株当たり純資産額、1 株当たり中間純損失はそれぞれ、10,840円、1,331円減少しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第63期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月20日北陸財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年 6 月27日

呉羽観光株式会社

取締役会 御中

北陸監査法人

石川県金沢市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 篤 樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている呉羽観光株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第64期事業年度の中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、呉羽観光株式会社の2022年3月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

２．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。